

第2章 第2節 「共生事業のパートナーとしての労働金庫」

向田 映子

1. ソーシャルビジネス（社会的企業）の台頭

(1) ソーシャルビジネス（社会的企業）

近年、ソーシャルビジネス（社会的企業）という現象が世界的に台頭し、関心が集まっている。

「ソーシャルビジネス」（社会的企業）とは「営利を目的とせず、社会的な課題（高齢社会、子育て、食、教育、環境問題、社会的弱者支援等）にビジネスの手法を用いて取り組む事業体」と位置づけられている。つまり、ビジネスの手法を用い、得られた利益を利害関係者に分配するのではなく、事業への再投資とコミュニティへの還元へとまわす事業である。形態としては NPO、協同組合、会社もあり、一つの組織形態を表すものではない。コンセプトや機能に焦点を当てた概念といえる。

従来のコミュニティ・ビジネスは、地域的な課題の解決や活性化を目的としていたが、より広いコンセプトに「ソーシャルビジネス」（社会的企業）があり、コミュニティ・ビジネスはその中に含まれるといえる。

(2) 「ソーシャルビジネス」（社会的企業）の特性

「ソーシャルビジネス」（社会的企業）の特性は、「社会的革新性（ソーシャル・イノベーション）」、ビジネスとしての「持続性」、「複合性（ハイブリッド性）」が挙げられる。

「社会的革新性」は、これまで採算がとりにくく、誰も取り組もうとしなかった分野で新しい事業を立ち上げるなどの特性である。NPO 法人フローレンスの病児保育事業などが知られる。「持続性」は、これまでの NPO とは違う重要な要素である。「複合性」は非市場と市場の両方を活用して、その団体の社会的ミッションを遂行する、というものである。例えば、神奈川県内に 54 店のリユース・リサイクルショップを運営している NPO 法人 WE21 ジャパンが該当する。提供してもらった古着・雑貨は無償で寄付してもらい、店舗で働く人たちもほとんどボランティアである。寄付やボランティアという非市場と、販売という市場の活用により資金を得て、主にアジアの女性たちの自立支援（識字教育、朝市、保健等）活動に助成している。このように「ソーシャルビジネス」（社会的企業）は活動の資源と目的に「複合性」を持たせ、市場と非市場の両方を活用して、自分たちの社会的ミッションを遂行している。

バングラデシュのマイクロクレジットのグラミンバンクを創設し、2006 年にノーベル平和賞を受賞したムハマド・ユヌス氏は、また、社会的起業を提唱している。彼は「ソーシャルビジネス」（社会的企業）は三つの要素を持つとしている。一つは社会的問題の解決に資するものであること、二つ目は、出資配当を行わず、利益は再投資または雇用者の給与引き上げに充てる、三つ目は公的な補助や委託費は受け取らず、純粋なビジネスとして事業の継続性を維持していく、である。

(3) ソーシャルビジネス（社会的企業）台頭の背景

ソーシャルビジネス（社会的企業）台頭は世界的な現象である。

イギリスの場合、これまでの伝統的なボランティア・コミュニティ組織（いわゆる NPO）が、ソーシャル・エンタープライズ（社会的企業）に転換する例が出てきている。より現代的な社会問題の解決に対処するため、また、団体自体の持続可能性を確保するという観点から社会的目的をもった組織として変化した。

社会的背景として、イギリスのみならずヨーロッパでは、マイノリティや障害者などが労働市場から排除される傾向にある。なんらかの理由により社会的つながりから排除される人々の社会的排除が深刻になっている地域があり、このような地域で社会から孤立し、反社会的になっていく人々の問題が深刻化してきている。このような排除された状態から社会的に統合していく社会的包摂への政策の流れがあり、職業訓練や雇用が重要になってきている。しかし、従来の NPO は雇用を生み出す力は強くはない。このため、企業家精神を持ち、事業を継続的・持続的にやり、雇用もできる非営利の事業体モデルとしてソーシャルビジネス（社会的企業）に政府が関心をもったということがあげられる。また、ヨーロッパで公共事業の民営化が進む中で、質の高い公共サービスの担い手として、従来の NPO から、持続的に事業を行う社会的企業に期待が高まった。

アメリカにおいてはソーシャルビジネス（社会的企業）の商業化が進んでいる。政権が変わる中で NPO への補助金が少なくなり、また寄付も増えない中、NPO は自立するために商業化していくという現象が起こった。商業化は、社会的ミッションを遂行するという視点を失い、一般の営利企業になるという危険性もはらんでいる。しかし、実際には、営利と非営利の境界はそれほど明確ではない。NPO の商業化は営利と非営利の境界がなくなり、組織が複合化していく利点を持っている。つまり、従来の NPO がより企業的な特性を活用して、もっと持続的に質の高いサービスを提供したり、もっと多くの人を雇用したりすることができるようになることを意味する。

(4) 日本のソーシャルビジネス（社会的企業）台頭の背景

日本ではソーシャルビジネス（社会的企業）という言葉が使われ始めたのは 2000 年以降で、それまではコミュニティ・ビジネスという言葉が主流だった。日本でのソーシャルビジネス（社会的企業）が出現した背景には次の流れがある。

① 新しい法人格として NPO 法人ができた

営利を目的とせず、社会的課題をビジネスの手法を使って解決する新しいタイプの企業家の受け皿に NPO 法人がなった。

② NPO の商業化

NPO で収益事業の割合が増していく中、組織の複合化（ハイブリット化）が進み、NPO が見直されるようになった。事業を重視した NPO は事業型 NPO と呼ばれるようになったが、ソーシャルビジネス（社会的企業）という呼称の方が、コンセプトをとらえやすい表現という認識が出てきた。

③ 民営化

自治体の財政が逼迫していく中で、地域の活性化や再生に、住民自身に自立的に事業としてかかわってほしいという行政サイドのニーズがあった。

④ 労働者協同組合やワーカーズ・コレクティブの表現

労働者協同組合やワーカーズ・コレクティブが自分たちの活動・事業体のコンセプトの表現としてソーシャルビジネス（社会的企業）を使用し始めた。

⑤ CSR（企業の社会的責任）

企業観が見直される中、新しい企業としてソーシャルビジネス（社会的企業）に関心が高まった。

(5) 日本のソーシャルビジネス（社会的企業）の事例

① NPO 法人さくらんぼ（横浜市瀬谷区）

設立	1997年4月
設立の経緯	地域でPTAや生協活動などで一緒だった女性たちが、「社会参加」の場として「使い勝手の良い保育園を」と動き出したのがきっかけ。横浜市の待機児対策の保育制度「横浜保育室」にあった物件を探し、改装、私募債で周囲の人々から資金700万円を集め出発した。
ミッション	6人から出発した小さな保育園は、秋には定員の20人を超えた。運営する中、核家族化や人間関係の希薄さの進行により、保育園の機能が積極的に地域に開放されていく必要があることに気付き、初年度から「一時保育」事業に取り組んだ。月平均500時間を超える利用の中から、母親の急病、父子家庭になった親子の支援、母親が病気時の保育、障がいをもつ兄弟の療育時の保育、病気の子どもの保育など、多様な社会的課題にぶつかった。その後、この課題の解決のために、一つひとつを事業化していった。
事業内容	ア. 横浜保育室3園「保育室ネスト」「ネスト瀬谷」「ネストぼぼ」 イ. 家庭的保育室（10人以下の、保育室ネストのサテライト型保育室「はぐ@ねすと」 ウ. 親と子のつどいのひろば（3歳までの子どもと親の居場所）事業「ひろばネスト」 エ. 産前産後ケア・母子家庭等生活支援事業 オ. 自宅への子育て支援・送迎などの派遣事業「子育てなんくる応援団」 カ. 会員制病児・病後児保育「ケアルーム」 キ. 学童保育「ネストキッズ学童クラブ」 ク. 横浜市乳幼児一時預かり（非定期就労、リフレッシュ、通院等）補助事業「ばおぼぶ」 ケ. 2・3歳児の遊び場「プレイルームポップ」 コ. 横浜市瀬谷区地域子育て支援拠点「にこてらす」委託運営
事業高	2億4,000万円
課題	・障がい(身体・精神)を持つ子どもや保護者への派遣事業の人材(スキル)育成 ・保育室の認定こども園への移行への体制づくり

② NPO 法人ワーカーズ・コレクティブ協会

設立	2010年4月
設立の経緯 ミッション	ワーカーズ・コレクティブとは、働き手が資金を出し合い経営も担う、協同組合的な働き方である。当初、ワーカーズ・コレクティブなどの社会的企業の起業支援や法制度提案を軸に活動してきたが、現在、大きな社会問題になってきた若者や障害者、シニア、外国籍の人たち等の就労支援事業に軸足を移してきている。2004年にイタリアの社会協同組合の訪問調査でB型社会協同組合 ¹ を知ったことがきっかけになった。
事業内容	ア. 若者職場体験実習コーディネート事業、横浜市「困難を抱える若者の就業定着支援事業」 イ. 社会的事業所の調査、相談事業 ウ. 【コミュニティ・キッチン ぼらん】事業 横浜市瀬谷区の商店街の一角で、安全な食材を使った惣菜・弁当のお店である。開設のための資金（改装・備品調達）は、私募債、横浜市助成金と、女性・市民コミュニティバンクからの融資資金で賄った。障害者の「作業所」ではなく、就労困難とされる若者（働いた経験が無い、失業中など）や障害者の働く場のモデル事業である。若者や障害者がスタッフとして惣菜の製造販売を通して、調理や接客技術を身につけることで自信を持ち、就労への意欲を高め、一般就労に向かう前段の実習・訓練機関と位置づけている。現在のメンバーは若者3人、知的障害1人、一般メンバー4人、ボランティア4人の体制。
事業高	2,690万円（ぼらん：1,200万円）
課題	「コミュニティキッチン ぼらん」事業の中で、無業・失業中の若者の特徴（対人関係が苦手、ゆっくりした動作、作業効率が悪い）が明らかになり、ボランティア支援が無くては事業としては厳しいという現実にあづかっている。就労しても継続的にいつでも相談できる機関や、短時間ワークでのトライアル雇用制度が必要ということで、日本型社会的協同組合制度を政府に提案している。

(6) ソーシャルビジネス（社会的企業）の可能性と課題

① 運営・経営支援－中間支援機能

ソーシャルビジネス（社会的企業）も多様な形態、業態等があるが、連携しネットワークを広げ、制度提案・提言を行い、ソーシャルビジネス（社会的企業）のセクターを広げることが必要である。

また、さまざまな組織間の事業連携がソーシャルビジネス（社会的企業）につながっていくことが予想される。組織が単体としてではなく、共同で行動することにより地域の活性化や再生を図る場面もあり得る。こうした意味で、中間支援組織がソーシャルビジネス（社会的企業）を支援することが必要である。

¹ 社会的に不利な立場の人々（障害者、精神障害者、アルコール依存更生者、薬物依存症など）の労働参加や社会参加を促すことを目的に1991年に法制化された。税制優遇があるが、構成員の30%以上が「社会的に不利な立場の人々」であることが必要である。ゴミ収集と分別・リサイクル、公園・街路の清掃樹木管理、花き生産・販売、装飾金属加工、喫茶レストラン経営、ホテル経営など事業は多岐にわたる。

② 資金調達

ソーシャルビジネス（社会的企業）の課題の一つが資金調達であることはこれまで指摘されている。これまで誰も取り組んでこなかった社会的課題に取り組むことから、特に、初年度は事業を採算に乗せることはかなりの努力を要する。周囲の信頼や期待に基づく、物的、人的、金銭的な支援が必要である。

ソーシャルビジネス（社会的企業）の資金調達には次のような方法がある。

ア. 寄付

認定 NPO 法人へのパブリックサポートテスト（PST）の要件緩和の寄付税制整備が行われたが、税制優遇がなくても、事業に社会的に意義を感じれば寄付を行うひとは必ずいる。積極的に、寄付を要請していくことが必要である。

イ. 擬似私募債

一般寄付よりはハードルは低い。ソーシャルビジネス（社会的企業）としての認識がはっきりしていれば、債券を購入する人はいる。

ウ. 助成

国や自治体、民間の助成機関の基金が、社会的企業事業者向けに相当作られている。

エ. その他

匿名組合契約による一般個人からの直接金融スキームなど、民間ベースによる新たな直接金融スキームが開発されている。

オ. 融資

誰も取り組んでこなかった社会的課題に取り組むことが多いため、特に立ち上げ時に一般金融機関からの借入れは困難な場合が多い。これに対し NPO バンクは立ち上げ時も含め融資を行っているが、絶対数が少ない。労働金庫は、非営利・協同の視点から、今後、NPO バンクと連携して融資に取り組むことが求められる。

2. 非営利型金融が社会に進出する理由

(1) 非営利型金融—NPO バンク—とは

近年、金融の新しい潮流が生まれている。社会的企業の台頭と呼応し、金融への市民参加や社会的な金融への要求の高まり等が、いわゆる「NPO バンク」をはじめ、「社会的投資ファンド」、「助成と金融機関と提携した融資機能を併せ持つ基金」など、多様な非営利型の社会的金融の誕生である。これらの内、ここではいわゆる「NPO バンク」について、進出の背景、コンセプト、しくみ、制度、問題と課題等について取り上げる。

「NPO バンク」とは、それまで金融から排除されてきた環境や福祉などの社会的企業や個人などに融資する非営利型金融組織で、「金融 NPO」や「市民金融」とも呼ばれる。広義の NPO バンクには、戦後間もなく日本各地の教会を拠点として設立され、少額の生活資金を低利で融通し合う非営利金融の共助組合がある。現在、準備中

も含め 20 余りの NPO バンクが存在する。

個々の「NPO バンク」によって理念や組織構造、融資対象などに違いはあるが、共通する主な特徴は、市民から出資金を集め、NPO やワーカーズ・コレクティブなどの社会的企業や生活困難者などに融資し、融資先を公開するなど透明性を重視した運営を行い、目に見えるお金の流れを作ることをめざしていることである。つまり、支援したい先（社会的企業や生活に困難を抱える人等）へお金が流れないことへの市民からの異議申し立てであり、提案と行動である。

NPO バンクと称されているが、銀行法上の「銀行」ではなく、法的には多くが貸金業者（近年、信託資本財団や難民起業サポートファンドのように公益財団法人格を取得し、貸金業法によらず融資を行う団体もでてきた）であり、預金を扱うことはできない。また、出資金のため元本保証はなく、改正貸金業法により NPO バンクとしては出資配当を行うことはできない。つまり預金のように元本の保証は無く、貸付金のように返済が約束された金でも無い。お金を出し、その運営に「つながり」を持つという覚悟のようなものといえよう。

組織は財産・人員ともごく小規模で、地域に根差した活動をしているものが多い。法人格としては、民法上の組合、任意団体、一般社団法人、公益財団法人などである。

融資額は 1 件につき数十～数百万円程度と少額、年利は 1～3%程度と低利である。

融資先は福祉、環境、弱者救済、安全な食、保育など、当該 NPO バンクの設立趣旨に基づく。融資審査に当たっては、当該事業の地域性、市民参加度、独自性、成長性、発展性、浸透性、採算性、継続性などについて審査を行う。融資後の返済（回収）状況では、これまでに延滞や貸倒れはほとんど発生していない。これは、慎重な審査や借入れ側の NPO バンクの趣旨への理解、優先順位の高さによるものと言われている。

NPO バンクがこれまでの金融機関に比べ際立っている特徴は、各 NPO バンクの設立の趣旨に対応した専門性（得意とする分野がある）、地域性（地域に精通している）、広範なネットワーク力（NPO や地域の団体、行政の人々）があることである。これが、融資審査時やその後の融資先の事業の支援に大きな力を発揮している。

NPO バンクは低利・少額融資で、財政状況が楽ではないため、人件費や事務所費などの経費を自前で賄うことはできない。そのため基本的にボランティアによって、あるいは母体組織のスタッフによって運営されていることが多い。

全国の NPO バンクの現況²<2011.3 現在>

(単位:千円)

組織名	設立年	融資対象	出資金	融資累計	融資残高
未来バンク事業組合	1994年	環境グッズ購入、NPO、エコロジー住宅等	162,885	967,294	62,573
女性・市民コミュニティバンク	1998年	神奈川県内で事業を行う NPO、W.Co ³ 等	127,440	477,765	82,656
北海道 NPO バンク	2002年	NPO、W.Co	44,709	270,270	11,314
NPO 夢バンク(長野県)	2003年	NPO	13,600	158,790	26,204
東京コミュニティパワーバンク	2003年	NPO、W.Co、市民事業者等	87,150	145,700	61,833
ap bank(一般社団法人 AP バンク)	2003年	自然エネルギー等の環境を対象にしたプロジェクト	(未確認)	(未確認)	(未確認)
コミュニティ・ユース・バンク momo	2005年	豊かな未来を実感できる地域社会をつくる事業	45,490	52,460	19,407
くまもとソーシャルバンク	2008年	熊本県内で社会性のある事業	3,480	0	0
天然住宅バンク	2008年	リフォーム資金・住宅購入時のつなぎ資金	39,315	8,504	1,623
もやいバンク福岡	2009年	福岡県内および近隣地域で活動する NPO や社会企業家等	11,310	8,700	5,343
信頼資本財団	2009年		0	15,500	13,335
ピースバンクいしかわ	2010年	石川県内の NPO 活動や社会性の高い事業、石川の仕事づくり、地域づくりに貢献する事業	6,571	1,150	1,090
計			541,950	2,106,133	285,378
2010年3月末			539,308	2,167,012	201,676

(2) 非営利型金融の進出の背景—女性・市民コミュニティバンクの事例から

① 女性・市民コミュニティバンクの設立の経緯

女性・市民コミュニティバンクは、市民の出資金をもとに、神奈川県内の社会的企業にお金を融資する、非営利・相互扶助の金融機関（NPO バンク）である。融資を通じてワーカーズ・コレクティブなどの社会的企業を支援し、透明性を重視し

² 全国 NPO バンク連絡会 HP より

³ ワーカーズ・コレクティブ (Worker's Collective)

た運営によって、地域経済の発展や豊かな地域社会づくりに貢献することを目的としている。

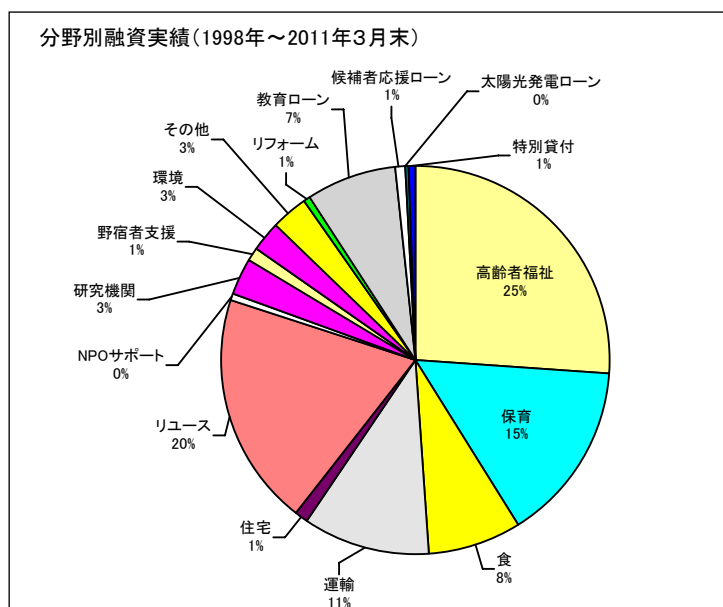
設立は1998年1月（当初は女性・市民バンク）。神奈川県では、1982年にはじめてのワーカーズ・コレクティブ（働く者同士が共同で出資し、それぞれが事業主として対等に働く労働者協同組合）が事業を開始して以来、食や保育関係の社会的企業が展開された。不足する資金の融資を金融機関から受けられない現実（担保、女性、法人格や事業の継続性など）にぶつかり、私募債などでまかなった例が1998年時点で23件、約9,400万円になっていた。女性たちの社会的企業に融資する金融機関の存在が求められた。

一方、バブルが崩壊し、金融機関の不祥事が続出し、金融や金融機関の役割・機能を問う動きが起こり、不透明な預貯金者のお金の行方、納得できない融資先についての対案がはじまった。この二つへの対案として、彼女たちの社会的企業に融資する、透明性を重視した小規模の非営利の金融機関（信用組合）を作ることにした。認可取得のために賛同者、出資金を集め、金融当局との折衝を開始するとともに、貸金業登録による、現代版講の出資者同士でお金を融通するNPOバンク方式による金融を開始した。2009年、デフレ進行が収まらない中、信組設立は一旦休止し、現在はNPOバンク事業に特化した活動・事業を行っている。

② 女性・市民コミュニティバンクの概況

2011年3月末時点の出資者は479（人・団体）、出資金（1口10万円）1億2,700万円。女性と男性の割合は9対1である。

融資の残高は、41件、8,265万円。融資の累計は137件、4億7,776万円である。



③ 女性・市民コミュニティバンクの融資制度

融資対象は県内の社会的企業や個人、融資限度額1,000万円、期間は最長5年、物的担保は無いが、連帯保証人が必要である。

④ 女性・市民コミュニティバンクの審査

相談受付、代表・事務局による面談、現地調査・制度調査・周辺ヒヤリングなどを行った後、融資審査委員会で審査し可否を決定する。

審査は月1回定例で行う。審査委員は現在5人でいずれも何らかの社会的企業に関わっている。審査のポイントは、ミッション、地域社会への貢献度、起業の意思、知人・友人・近隣など周囲の人々の支援の有無や状況、メンバーや理事会の構成、民主的な運営、環境負荷の度合い、ニーズ調査の有無、資本金の額や構成であるが、採算が取れる事業か、継続性が担保される事業かが最終判断となる。

⑤ 女性・市民コミュニティバンクの融資金の回収

これまでのところ、貸倒れや延滞は1件も起きていない。この理由としては、女性・市民コミュニティバンクのテーマ・ヒマをかけた慎重な審査があるが、「助け合いの金融の仲間」としての共感を持続する・高める工夫、広範なネットワーク・情報収集、実情把握と問題・課題の発見と対処、毎月の元利金回収を通じた融資先との日頃のつながりなどが挙げられる。

⑥ 女性・市民コミュニティバンクの課題

実践を重ねてきた女性・市民コミュニティバンクだが、政府からの財政的支援が全くない中で、運営は少額の人件費による事務局やボランティアによって支えられている。融資先への経営支援なども課題としつつ、経費の面などから先送りされてきているのが現状だ。継続が担保され、テクニカルアシスタンスも行える制度の制定が待たれる。

⑦ 融資先の事例

団体名	(特非) ワーカーズ・コレクティブオリーブ (横浜市金沢区)
対象事業と金額	ア. 高齢者デイサービス事業立上げ資金 300万円 (2001年) イ. デイサービス事業運転資金 100万円 (2005年)
申込事由	ア. 両親が住んでいた金沢八景の戸建て住宅を、福祉に役立てて欲しいとの息子さんの申し出を受け、15人規模の高齢者デイサービス「NOAH (ノア)」を開所。住宅の改装費は家主が負担。(特非) ワーコレ・オリーブが什器備品を調達。この費用と運転資金。 イ. 「NOAH」のサービス提供時間の延長、利用人員の拡大に伴う運転資金。
融資理由	事業意欲の高さ、自己資金の額、地域での経験・信頼・ネットワーク力、家主の理解 (傾斜家賃、本人もボランティアに参加)、事業の採算性



デイサービス
「NOAH」

団体名	(特非) 化学物質過敏症 (略称 CS) 支援センター (横浜市中区)
対象事業と金額	① 化学物質過敏症患者一時避難施設建設の土地購入資金 500 万円 (2002 年) ② 運転資金 600 万円 (2006 年)
申込事由	化学物質過敏症患者 (化学物質に反応し、高熱・下痢・呼吸困難等の疾患) の支援団体で、化学物質が少ない環境 (静岡県中伊豆) による転地療養による症状改善を目的にした集合施設建設のための土地購入。
融資理由	会員 (約 500 人) の多さ。電話相談の実績を通じ入居希望者はいることを確認。理事が連帯保証人。



中伊豆 CS 患者転地療養施設

(3) 非営利型金融の問題と課題

① 法制度的な制約

ア. お金を集めるー「金融商品取引法 (投資サービス法)」

投資家保護を目的として、投資への規制強化を目的に「金融商品取引法」が制定されたが、NPO バンクへの出資も当初は「みなし有価証券」として対象になる可能性があった。運動の結果、NPO バンクは適用除外となったが、出資配当しない等の条件が課された。

イ. お金を貸すー「貸金業法」改正による規制強化

多重債務者を作らせないことを目的に、貸金業法の規制強化が行われた。多くが貸金業法により融資を行っている NPO バンクも対象となったが、純資産の大幅引き上げ、総量規制、指定信用情報機関への加入義務など、NPO バンクの存続をおびやかす要件が多く、適用除外の運動を行い、非営利・金利 (年) 7.5%以下等を条件に、これらについては適用除外を得ることができた。しかし、金融 ADR、貸金業務取扱主任者 (国家資格) などの新たな要件の増加により経費も増大し、以前より新規設立や既存の NPO バンクも事業運営は厳しい状況になっている。

ウ. 欧米の状況

欧米では、非営利組織の発行する証券は除外 (アメリカ)、非営利型金融への投資は所得税、法人税から税額控除 (投資額の 5%、期間 5 年) (イギリス) など、育成し支援する政策をとっている。

エ. 非営利型金融を支援・育成する法制度の必要性

欧米では、非営利型金融が社会に果たす役割を評価し支援・育成する法制度が作られ成果をあげてきている。

しかし、日本では、非営利型金融が、社会的企業の進出と呼応する形で市民の支持を得て設立、運営されているにもかかわらず、現在、非営利型金融を政策的に位置づけ、支援、育成する法制度はない。このため、市民による法制度を提案する動きが始まり、2011年第1次案が公表され、現在第2次案の検討に入っている。

② 資金的・財政的・人的基盤

非営利型金融のもう一つの問題は、財政的・人的基盤の弱さである。少額・低利融資で、融資総額も小規模なため、人件費や事務所費など必要経費を自前で賄うことは困難であり、事業の継続性を担保するための方策が求められる。

③ 申し込み団体や融資先への支援

現在、ほとんどのNPOバンクは申し込み団体や融資先へのテクニカルアシスタンスは行っていない。起業相談から経営の安定・発展のコンサルタントなどをトータルにサポートするための人が必要であるが、これには、財政的な支援の裏付けが必要である。

3. 非営利型金融組織と労働金庫の協働と態勢づくり

－共生社会の実現に向けた労働金庫の役割－

これまで一部の労働金庫と非営利型金融組織では、非営利型金融組織の理事への労働金庫職員の就任や融資審査委員の派遣などの人的支援や設立時の寄付、出資時の振込手数料の無料化、イベント時の会場無償提供などが行われている。しかし、多くの地域では、残念ながらこのような連携はほとんど行われていない。

労働金庫自身が社会的企業に直接融資するよりも、専門分野を持ち、地域情勢に精通し、ネットワーク力のあるNPOバンクなどの非営利型金融組織と連携・提携する方がより効率的である、リスクも少ない。社会的企業を金融機関として支援する非営利型金融組織を支援し、共生社会の実現に向け一歩を踏み出すことに期待したい。

(1) 人材育成など

労働金庫職員の非営利型金融組織の融資審査委員やテクニカルアシスタンスを行える専門家の派遣など。

(2) 資金・運営支援

社会的企業が増えることにより非営利型金融組織の融資も拡大することが予想され、資金の不足も予想される。労働金庫の出資が待たれている。

また、非営利型金融組織の財務基盤の強化に寄与するための助成制度創設が期待される。

(3) 制度

市民による非営利型金融を支援・育成する法制度をつくる動きは、現在、第2次案の検討にまで進んだ。非営利・協同の金融を行う組織として、労働金庫も側面からの支援を期待したい。

【参考文献】

- 佐藤紘毅・伊藤由理子（2006）『イタリア B 型社会協同組合を訪ねて』同時代社
- 谷本寛治（2006）『ソーシャル・エンタープライズー社会的企業の台頭』中央経済社
- 塚本一郎/柳沢敏勝/山岸秀雄（2008）『イギリス非営利セクターの挑戦』ミネルヴァ書房
- 藤井敦史（2007）『社会的企業の経営戦略とその基盤』政策科学研究所
- 経済産業省（2011）『ソーシャルビジネス推進研究会報告書』
- 参加型システム研究所（2009）『イギリスとイタリアの社会的企業ーヨーロッパ社会的企業視察研修ツアーレポート』
- 塚本一郎（2008）「非営利セクターの新しいモデルとしての社会的企業ー日本、イギリス、アメリカの比較」（インタビュー）三菱総合研究所『自治体チャンネル』2008年8月号